

事業計画書

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組みを具体的に記載してください。

少子高齢化と福祉ニーズの多様化を受けて、地域包括ケアシステムの推進と地域共生社会の実現のために、地域ケアプラザの果たす役割はとても重要です。地域ケアプラザの役割は、『地域との良好な関係作りを大切にしながら、我が事・まるごとの地域づくりに貢献する』ことだと考えています。高齢者、障害者、子どもなど、誰もが住みやすい洋光台を実現するための主な取組みは以下のものです。

- ・介護予防事業の強化（元気づくりステーションの活動支援や健康体操の普及等）
- ・高齢者支援（総合相談、サービス調整、地域のネットワーク構築）
- ・認知症支援（個別相談、介護者の支援、認知症サポーター養成講座の開催）
- ・権利擁護（成年後見制度利用支援、虐待防止の取組、消費者被害防止の普及・啓発）
- ・子育て支援（子育て支援事業の実施、子どもの居場所づくり支援）
- ・障害児支援事業の実施（地域の方との交流を目的とした障害児放課後支援事業等）
- ・生活支援・互助の推進（地域の食事会やサロンの支援とその開発、地域活動団体の支援・協力）
- ・ボランティアを含めた担い手の育成（地域活動ネットワーク・洋光台わっふるの開催等）
- ・世代間交流の推進（世代間交流を目的とした事業の実施、地域住民主体の青少年育成の取組に対する支援・協力）
- ・福祉教育の推進（認知症サポーター養成講座等の開催、福祉体験・実習の受け入れ）

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組みについて

地域住民や関係者と連携・協働して地域の魅力と課題を把握し、地域ケアプラザとして課題解決に向けた活動を行っていくための取組みを具体的に記載してください。

集合住宅と戸建てが混在し、駅周辺には商業地がある洋光台地区は、造成されてから50年が経過し、高齢化が進み世代交代が始まっています。高齢化率は31.7%（平成31年3月31日現在）と、磯子区内で最も高く、特に2丁目では39%を超えており、ほぼ4割の人が高齢者という状況です。近隣に血縁者が少ない高齢世帯（単身世帯を含む）も多く、見守り支援など地域での支え合いの体制が課題となっています。

最近では、ルネッサンス in 洋光台（UR・神奈川県・横浜市を中心とした地域再生プロジェクト）の取組から、駅前広場が整備され、『CCラボ』（地域住民が活用できるスペース）や『まちまど』（地域住民のための活動情報提供窓口）などの地域に開かれた取組が展開されています。その取組過程では『まちと暮らしのアンケート』（H28）が実施されました。その結果では、まちの魅力として〈街

並み・自然環境〉を挙げた人が多く、3/4 の人が洋光台に〈住み続けたい〉と答えています。大きな公園が多く緑豊かなところを評価し、洋光台に愛着を持っている方が多いことが分かります。坂道やエレベーターのない団地も多く、〈バリアフリー〉、〈買い物の利便性〉の評価が低いという結果でした。そのような課題に対して、団地の階段をテーマにした包括レベル地域ケア会議や外出支援サポートー養成講座を開催しました。地域ケア会議では、階段のプラス面（健康づくりに役立つこと、同じ階段を使うことでの互助の象徴）を評価する意見も出されました。

また、洋光台の特徴としては地域の活動が活発であることがあげられます。自治町内会をはじめ、地区社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会の活動、スイッチON磯子（磯子区地域福祉保健計画）の洋光台の取組、様々な地域活動団体でも見守り支援体制が強化され、高齢者の食事会や交流サロンなどの活動も展開されています。洋光台まちづくり協議会には、夢環境部会、住環境整備部会、駅前商空間整備部会の定例会に職員が参加し、事業への職員派遣なども行います。『地域活動ネットワーク・洋光台“わっふる”』（地域住民同士の繋がりと情報交換等を通じて地域のネットワークを推進する活動）では、ケアプラザが事務局を務めて活動に取り組んでいます。

(3) 担当地区における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加えて他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

- ・自治町内会

高齢者を含めた住民についての相談・支援や、防災の取組、まちづくり協議会への参加などを通じて連携を図ります。

- ・地区社会福祉協議会

地区社会福祉協議会の活動（洋光台フィットネスやひとり暮らし高齢者への年賀状送付、福祉バザーなど）に協力します。地域の課題についての情報交換や情報提供を行い連携を図ります。

- ・地区民生委員児童委員協議会

個別支援を通じての連携や、定例会での情報交換や情報提供、依頼を受けての研修を開催します。ひとり暮らし高齢者「地域で見守り」推進事業では、協力して訪問します。

- ・保健活動推進委員

推進委員の定例会に参加して、保健・健康に関する情報交換や事業への協力をします。

- ・消費生活推進員

定例会に参加して、消費者被害等に関する情報交換や事業への協力をします。

- ・行政

総合相談や地域の課題について、情報交換やカンファレンスを通じて、連携して対応します。エリア会議を通じて地域の課題を抽出して検討します

- ・区社会福祉協議会

小中学校の福祉教育に共同で取り組みます。春夏の障害児余暇支援事業を共同で開催します。地域福祉保健計画の洋光台地区推進協議会に参加し、各自治町内会や推進団体を積極的に支援していきます。

・区内他ケアプラザ

各職種連絡会や所長会を通じてお互いに情報交換を図り、共通課題や個別の課題の解決に努めます。区内主任ケアマネジャー連絡会による合同ケアマネサロンなど、課題に対して共同で取り組みます。

(4) 合築施設との連携について

同一敷地内に合築している市民利用施設との連携方法について、具体的に記載してください。

<記載場所>

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、業務実績等について、記載してください。

経営理念と経営基本方針、業務実績については以下の通りです。

経営理念

- ・ 幸福を追求
- ・ 時代を創造

経営基本方針

- ・ 総合的な地域の福祉サービス拠点として、利用者及び地域のニーズに応じた良質なサービスを提供する。
- ・ 良質なサービスは丁寧で親切なサービス、やさしく心のこもったサービス、確かに安心なサービスを基本姿勢として提供する。
- ・ 個人は向上心を持って努力し、組織は人材育成に力を注いで、お互いの成長を図っていく。
- ・ 経営資源を有効に活用して、事業活動を推進する。

業務実績

(1) 第一種社会福祉事業

特別養護老人ホーム設置経営（上郷苑）

(2) 第二種社会福祉事業

老人短期入所事業（上郷苑）

老人デイサービス事業（上郷苑）

老人短期入所施設設置経営（金沢ショートステイセンター）

認知症対応型老人共同生活援助事業（ぬくもりの家・金沢文庫）

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

前期の予算執行状況について、予定以上の職員確保による人件費などから、当期資金収支差額は予算額より 3900 万円低い△2180 万円となりました。一方、設備投資や借入金返済などを考慮すると経常的な資金収支に関しては問題ないと考えられます。支払資金残高から資金的な面でも問題なく、事業活動収支差額からも財務的には問題はないと考えます。これらの要因としては、人件費の工夫など法人本体である特別養護老人ホームの経営が堅調なことがあげられます。

消費税や源泉税・労働保険料等の公租公課の滞納もなく、福祉医療機構・金融機関への返済の滞納・遅延もありません。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

- ・職員の確保・配置については、前期指定管理にて実施した事業を継続しますので、基本的には現有職員（常勤・非常勤職員）の配置をします。
- ・地域ケアプラザの職員配置は専門職種が多く存在することから、その確保については困難さがありますが、欠員が生じた場合等には、速やかに配置転換や新規採用を実施します。
- ・地域ケアプラザは総合相談窓口（ワンストップサービス）としての機能があることから、すべての開館時間帯には常勤の相談員を配置して、適切な相談受付ができるように体制をつくります。

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

- ・全職員を対象に接遇マナー、人権尊重、個人情報保護の理解についての研修を行います。
- ・新任職員から中堅・管理的な職員まで、全職員が研修が受けられるように、OJT研修も含めた内部研修と外部研修を取り入れた研修計画を毎年作成します。
- ・職員自らが学びたいテーマを考えて個別研修計画書を作成し、研修等に参加して積極的に学び成長する機会とします。
- ・地域ケアプラザの機能を発揮するためには、職員間の良好な人間関係が欠かせないため、人材育成に関してはその視点も大切に取り組みます。

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組みについて

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全（施設・設備の点検等）計画及び積極的な修繕計画について、具体的に記載してください。

施設を安全そして快適に利用できるように、建物や諸設備の維持管理を適切に実施します。設備点検については、基本協定書に定められた項目について専門業者による点検を行うとともに、職員による建物設備点検を実施します。

また異状が認められた場合は、区役所と協議の上速やかに補修・修理を行います。

- ◆施設内諸施設点検（毎月） ◆エレベーター点検（毎月） ◆電気設備点検（毎月）
- ◆消防設備点検（年2回） ◆自動ドア点検（年3回） ◆空調機器点検（年3回）
- ◆床清掃（隔月） ◆植栽管理 ◆建築設備点検 等

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制及び事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。**※急病時の対応など。**

- ・事故防止については、各部門での事故発生リスク（設備管理、衛生管理、個人情報管理、介護業務、運転業務等）を十分に把握しながら安全管理を行い、事故発生防止に取り組みます。また通所介護ではその発生リスクが高いことから、事故防止検討委員会にて事故（ヒヤリハット事例を含む）の原因分析、対策の検討を行い、再発防止に取り組みます。
- ・毎月開催の運営推進会議にて通所介護を含む各部門で発生した事故・ヒヤリハット事例を施設全体で共有し、再発防止に取り組みます。
- ・急病人があった場合、必要によっては応急処置を行い、家族等へ連絡するとともに必要に応じて主治医への連絡、救急車の手配や病院への搬送等を行います。またAEDの取扱研修等を毎年実施します。
- ・事故等発生時には迅速に市・区への報告を行います。
- ・防犯については、施設の閉館時間帯の警備（機械警備）を警備会社に委託します。緊急時には警備会社や警察と連携を図りながら対応します。

(3) 災害に対する取組みについて

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難場所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難場所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

- ・火災や震災等緊急時の備えとして消防計画や対応マニュアル等を策定し、年2回の防災訓練（避難・消火・通報訓練等）を実施します。
- ・震災等の災害時には施設管理者を中心とした災害対策本部を設置して対応します。市・区の要請を受けて福祉避難場所を開設し、状況に応じた迅速かつ適切な対応をすることでその機能を果たします。
- ・災害時の連絡方法として、職員の安否情報システムアプリを導入しています。閉館時間帯の発災

時に個々の職員が収集可能かの把握や収集要請などをスマートフォンアプリで行うもので、その操作に慣れるよう日頃から職員への一斉連絡等に活用しています。

- ・職員の収集基準を震度5強以上とし、年に1回災害時対応研修（運営シミュレーション訓練）を行います。

イ 災害に備えるための取組みについて

震災や風水害等といった災害に備えるための取組みについて、具体的に記載してください。

- ・洋光台第四小学校地域防災拠点の実行委員会や拠点開設訓練に運営委員として参加し、地域防災拠点、地域の防災担当者との協力体制、顔の見える関係づくりを図っています。
- ・災害備蓄としては、デイサービス利用者が帰宅困難となった場合に備え、福祉避難所の備蓄以外に利用者と職員の3食分の食料を備蓄しています。期限が切れる前に利用者と試食し、職員・利用者ともに防災意識を高めるよう心がけています。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

- ・地域ケアプラザが地域の福祉・保健活動の拠点としての機能を十分に発揮するために、貸館業務や地域活動の支援において、特定の団体や市民に偏ることなく、公正中立な立場で対応します。
- ・地域包括支援センターと居宅介護支援事業において、介護保険サービス等を調整する際、自法人を含めた特定の介護保険サービス事業所に偏ることがないようにリスト等を用いて公正中立に情報提供します。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

- ・利用者ニーズの把握については、各種講座等でアンケートを実施して、利用者の声を把握します。また年1回貸館利用団体に利用者アンケートを実施して、様々な利用者の声を把握します。その中で改善が必要な内容については、各事業担当者や職員会議の中で改善策を検討して、利用者の声に応えます。
- ・要望・苦情については、部門毎に苦情解決責任者を配置して苦情窓口を設置します。また館内2階ロビーに「ご意見箱」を設置して、利用者からの意見を求めます。
- ・日々把握した要望・苦情は、各職員や窓口担当者がその内容を真摯に受け止めて、毎月開催の苦情検討委員会にてその課題の分析と改善策を検討し、より一層の質の高いサービスに繋げます。

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

- ・個人情報保護に関して、運営法人の個人情報基本方針に沿って対応します。また横浜市情報の保護に関する条例や個人情報管理マニュアルを職員全体に徹底周知するなど、個人情報保護研修を徹底するとともに、個人情報チェックシートの活用により理解度チェックを毎年実施します。日常的に多くの個人情報を取り扱う業務の性格上、十分な管理体制をとっていますが、個人情報記載の書類の郵送や配布時の事故の発生リスクが高いことから、この点についての管理体制を強化します。
- ・法人の運営状況については、施設内に各年度の事業計画書、事業報告書、収支予算書、決算報告書を設置することで、いつでも閲覧できるようにします。さらに運営法人のホームページを活用した情報公開に向けて取り組みます。
- ・人権尊重の取組としては、毎年全職員対象の人権研修を実施することと、日々の業務に関連した高齢者や児童虐待についての情報収集や相談時での適切な対応をします。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

ヨコハマ3R夢（スリム）プラン、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

- ・「ヨコハマ3R夢」プランを推進する上でも、ゴミの分別・リサイクルはもちろんのこと、発生抑制にも取り組みます。具体的にはペーパーの再利用や物品の修理等に努め、ペットボトルキャップやインクカートリッジの回収箱を設置するなど、事業への協力をします。また、館内に紙ごみとプラスチックごみの分別見本を掲示し、資源循環局のリサイクル推進に協力します。
- ・省エネルギーへの取り組みについては、施設内の適正な室温管理や照明のLED化、また水道水の流量調整（節水型水栓の設置）等に取り組みます。
- ・横浜市の市内中小企業育成振興の方針に沿って、修繕等の発注、物品や委託業務を発注する際は市内中小企業への優先発注に努めます。
- ・男女共同参画推進については、地域包括支援センターへのDV関連相談も増加しており、相談を通じてその支援に取り組みます。生活支援コーディネーターを中心に、男性の地域活動への参画を進めます。また雇用の面では、時短勤務や育児休暇取得の奨励など、ワーク・ライフ・バランスを実現する職場環境を整備します。

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

- ・施設の稼働率向上の為には、まず施設を快適に利用できるよう取り組むことが必要です。利用者のニーズに沿った備品を備え、使いやすい環境を整備します。さらに職員の接遇マナー向上や利用に際しての柔軟な対応など、気持ちよく利用できる環境をつくり、稼働率向上を図ります。

- ・効率的な施設貸出方法については、平成28年10月に改訂された横浜市地域ケアプラザ施設利用マニュアルに沿って貸室の運営を行います。予約希望が競合した場合は使用回数等を考慮して調整し、別日程での提案等も行うことにより多くの団体が利用できるよう配慮します。
- ・利用者の有益な情報提供については、広報紙やチラシの配布と回覧をメインに行っていましたが、facebook等SNSの活用や地区内の病院や商店へ配架を依頼し、多くの人に情報が届くようあらゆる方法で情報提供していきます。また、今後ウェブアクセシビリティを考慮したホームページ制作に取り組みます。

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の情報提供）

高齢者・子ども・障害者等の分野に関する情報提供の取組についての考え方、提供手法について記載してください。

高齢者、子ども、障害各分野での総合的な相談窓口として、電話・来所での相談を受け、適切な窓口を紹介するなどの情報提供及び支援をします。また内容によって区役所各課、自治会、民児協、URや市営団地管理事務所、地域の相談機関（区社協、基幹相談支援センター等）との連携を図りながら、迅速かつ丁寧に対応します。また窓口には相談に活用できるよう、各種資料を整備して適切な情報提供をします。

高齢者

地域包括支援センターとしての機能を十分に活かしながら、窓口、訪問の両面による相談の中で適切な情報提供（公的介護保険のみならず障害福祉や生活困窮関連、民間自費サービス、地域活動サークル等）をします。

子ども

主にケアプラザの子育て支援事業の中で、ケアプラザ事業や区役所、関係機関や団体の事業チラシを受付場所で配布、館内掲示する等により、情報提供等をします。

障害

基幹相談支援センターや生活支援センター、区役所と連携しながら、障害のある方の相談に対応します。「お母さんの悩み相談」事業にて、ピアカウンセリングによる障害等の様々な相談（情報提供）を受け付けます（月1回）。障害児余暇活動支援を通じた参加児童の保護者への情報提供を継続します。また高齢期に達する際の障害福祉から介護保険へのサービス移行がスムーズに行われるよう支援します。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

- ・地域の福祉保健の拠点としての機能を十分に発揮するには、ケアプラザの各部門の連携は不可欠です。地域ケアプラザは部門ごとに多くの利用者があります。窓口や電話での利用者への対応が円滑に行えるよう、毎朝のミーティングや毎月開催の運営推進会議の中でお互いの情報を

適切に共有していきます。

- ・地域包括支援センターと生活支援・地域活動交流部門においては、地域の課題把握からその解決に向けての自主事業開催や地域ネットワーク構築等は重要なことで、様々な情報を共有して連携・協働して事業を進めていきます。また事業を通して把握したニーズを個別支援に繋げる連携も行っています。さらに所内では定期的な会議（四職種会議や運営推進会議）等にて情報共有や意見交換を行い、円滑かつ効率的な事業運営を行います。
- ・地域の関連施設とは、それぞれの事業のチラシ配架などを通じて事業の情報共有を図り、日ごろから連携を図ります。
- ・地区内の市民利用施設や地域の拠点となる施設との定例会を年数回開催します。活動団体やイベントの情報交換だけではなく、人・モノ・場所を含めて地区内で一体的に取り組みを進めるよう検討していきます。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

地域福祉（高齢者、子ども、障害者支援等）を展開する上で、地域のネットワーク構築は大変重要です。その構築のために関係機関をはじめとして、自治町内会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、福祉保健団体、ボランティア団体、N P O法人等の会合への参加や各種事業を通じて情報交換や連携を図ります。

・地区社会福祉協議会

地区社会福祉協議会の活動（洋光台フィットネスやひとり暮らし高齢者への年賀状送付、福祉バザーなど）への協力から、情報交換や情報提供を行い連携を図ります。

・地区民生委員児童委員協議会

個別支援を通じての連携や、定例会での情報交換や情報提供、依頼を受けての研修を開催します。ひとり暮らし高齢者「地域で見守り」推進事業では、協力して訪問します。

・洋光台まちづくり協議会

夢環境部会（子育て支援事業）、住環境整備部会、駅前商空間整備部会、それぞれの定例会へ職員が参加し、事業へ職員を派遣します。

・スイッチON磯子、洋光台地区推進協議会

協議会委員として職員が参加して、計画の推進をします。また地区推進協議会補助金対象事業への支援会場の提供や職員の派遣等を通して連携します。

・保健活動推進委員

推進委員の定例会に参加して、保健・健康に関しての情報交換や事業への協力をします。

・地域活動ネットワーク・洋光台“わっふる”（事務局は洋光台地域ケアプラザ）

地域住民同士の繋がりと情報交換等を通じての地域のネットワークを推進します。

・洋光台地区子育て支援連絡会

洋光台地区の子育て関連事業所間（保育所、幼稚園、保育室、親と子のつどいの広場等）での情報共有や情報交換を通して、子育て支援関連のネットワークを広げていきます。

- ・地域防災拠点運営委員会

地域防災拠点運営委員として会議や訓練に参加しながら、防災に関して地域住民との連携を図ります。

- ・発達障害児者地域支援ネットワーク連絡会

発達障害児者支援の情報共有等を行います。

- ・磯子区自立支援協議会

障害児者に関する支援機関の顔の見える関係づくり、障害者の地域生活課題について関係機関で連携して、障害者のサポート体制を作ることに協力します。

- ・消費生活推進員

定例会に参加して、消費者被害等に関する情報交換や事業への協力をします。

- ・ルネッサンス in 洋光台 エリア会議

ルネッサンス in 洋光台とは、洋光台地区にあるUR団地を中心にUR都市機構、神奈川県、横浜市、磯子区が連携し、まち全体の活性化の取組みです。その取組みのひとつとして、有識者や地域住民も加わり、洋光台地区のエアマネジメント構築に向けた協議の場として、エリア会議を行っています。

オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

- ・「区制運営方針」については、その方針（魅力にあふれた住み続けたいまち、ともに支えあい、健康でいきいきと暮らせるまち、安心・安全で住みやすいまち）に沿ってケアプラザの役割を果たしていきます。具体的には区役所主催の事業への参画や地域関係団体等の活動支援、またケアプラザでの事業としても取組みをします。

(元気づくりステーション運営支援、健康づくり講座、子育て支援関連事業、学習支援事業等、災害時対応関連講座)

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の一員として参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

- ・区地域福祉保健計画の策定・推進の一員として、区全体の会議に出席します。洋光台地区の推進については、推進協議会全体会において、各自治町内会や推進団体の取組みを把握し、会場の提供や職員の派遣等による支援をします。「洋光台フィットネス」、「洋光台ふれあい広場えんがわ」等の事業や、今度取組みを進めていく予定の自治町内会等の団体と協働し、活動を進めています。ケアプラザ通信やそれぞれの事業を通して、計画の内容や趣旨について伝え、

普及啓発に努めます。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア　自主企画事業について

高齢者・こども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

- ・高齢者支援事業、子ども・子育て支援事業、障害児者支援事業、地域支援事業の4本柱で事業を実施します。そのうえで、地域包括支援センターや生活支援コーディネーター等と協力し、地域の状況に合わせた事業を行います。

【高齢者支援事業】

- ・介護予防の機会と交流の機会を提供します。具体的には、洋光台フィットネスサロンの自主活動化、高齢者向けの体操教室の継続します。
- ・50～60代向けの健康づくり講座を開催し、自主グループ化を目指します。

【子育て・こども】

- ・洋光台地区社会福祉協議会と協働した、子どもを中心とした居場所づくりを行います。子どもを取り巻く環境の変化を受け、具体的な取組みについて検討していきます。
- ・既存の子育てサークルの活動をいそピヨ・区と協働で支援します。また、洋光台地区の北側での子育てサークルの立ち上げと活動支援を行い、洋光台全体で子育て中の親子がより身近な場所で活動できるようにしていきます。
- ・子育て支援連絡会と共に、より身近なところでの親子の交流機会として「青空ひろば」を開催し、保育園等の子育て支援機関同士の顔の見える関係づくりを継続して行います。
- ・親子の交流スペース「ぶらっと」を開催し、ママ友づくりや地域とのつながりづくり、地域活動団体の活躍の場づくりを進めます。

【障害】

- ・放課後余暇支援「ボクらのピース」を地域ボランティアとともに開催し、障害児者の居場所や地域と障害児者のつながりの場づくりを進めます。その中で、民生委員や自治町内会との関わる場を設け、地域での見守り体制づくりの一助となるよう努めます。
- ・障害支援関係機関等と協働し、長期休暇の余暇活動支援の取組みを行い、専門機関とのつながりや障害児者との関わり方などを学び、地域での活動に生かします。

【地域支援】

- ・地域活動ネットワーク・洋光台“わっふる”を通して、「洋光台で活動する人と住んでいる人をつなぐ」、「世代を超えた交流」、「新しいつながりづくり」を柱とした事業を地域住民と共に企画・運営を行います。
- ・住民同士のつながりづくりと防災力アップを目的に、平成30年から3年間磯子区役所総務課やルネッサンスin洋光台と共に防災講座を行いました。その受講生から「まちの防災の先生」として地区内の小学校への防災授業を行っています。そのうえで、地域活動団体として主体的に取組みを進められるよう支援していきます。

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉・保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進をはかるための具体的な取組を記載してください。

- ・貸館に関する案内を写真付きで広報紙やfacebook等に掲載し、利用につながるPRを行います。そのうえで、多くの団体が貸室を活用できるように工夫していきます。
- ・福祉保健団体（団体Ⅱ）に向け、地域活動への意識付けを積極的に行います。具体的には、デイサービス等でのボランティアを案内したり、地域活動ネットワーク・わっふるを通した団体同士のつながりづくりを行います。また、地域活動団体がより地域住民とつながれるよう、ポスター展の開催や地域活動サークル活動紹介冊子、イベントカレンダーの作成、地域活動団体の紹介チラシの掲示や配架を行います。
- ・利用者の意見を反映できるよう年1回アンケートを実施し、利用しやすい施設づくりに努めます。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

- ・生活支援コーディネーターと地域活動コーディネーターが協力し、ボランティア登録や育成、コーディネートを行います。
- ・シニアボランティア登録施設として、研修会の実施、ボランティア活動を支援します。そのうえで、ボランティア活動の案内の仕方も工夫していきます。
- ・交流サロンの運営、子育て支援事業、世代間交流事業等、事業やイベントへのボランティア参加を依頼し、地域力アップにつなげていきます。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

- ・『地域活動ネットワーク・洋光台わっふる』を、住民同士の交流の場・情報交換の場として、様々な人や団体に活用してもらえるよう工夫していきます。そのツールとして、情報誌わっふるやイベントカレンダーを活用します。
- ・地区内の市民利用施設や地域の拠点となる施設との定例会を年数回開催します。そのなかで、活動団体やイベントの情報共有交換だけではなく、人・モノ・場所を含めて地区内で一体的に取組みを進めよう検討していきます。
- ・エリア会議（区・区社協・ケアプラザ）で収集した情報を地域住民に分かりやすく提供するために、アセスメントシートや地図を活用しケアプラザ全体で整理していきます。
- ・スイッチ ON 洋光台の進捗状況等を区役所や区社協と共有し、地域住民に積極的に伝えていきます。
- ・ケアプラザ通信を年4回発行します。より見やすく、より地域住民が知りたい内容を掲載でき

るよう、引き続き内容や発行回数の検討を行います。そのうえで、多くの方に情報が届くよう、区役所や区社協などの関係機関だけではなく、地区内の病院や飲食店、美容院など様々な場所にチラシ等の広報物の掲示・配架の依頼をします。また、facebook を活用し、事業案内と実施報告、地域の取組みの発信についても力を入れていきます。また、関係機関のチラシや案内をケアプラザの玄関に配架して情報提供します。

- ・地域で行われている活動（サロン、自治町内会活動等）から情報を引き続き収集します。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

- ・各自治町内会・老人クラブ・地域活動団体などに参加して、地域の方との関係を築きながら、高齢者やその周辺の人達の生活上のニーズを把握していきます。地域での挨拶や立ち話、茶話会の中で得られた情報を記録やアセスメントシートに残し、課題を分析していきます。
- ・地域包括支援センターが受けた総合相談の内容を、朝のミーティング等で共有することで、地域ケアプラザ全体で地域の高齢者の生活課題を把握・分析します。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

- ・洋光台のNPO法人やコミュニティカフェ運営団体等と定期的に情報交換を行い、事業に参加する中で社会資源の把握・分析を行います。
- ・まちまど（地域住民のための活動情報提供窓口）の定例会に参加する中で社会資源の把握・分析を行います。
- ・地域包括支援センターと地域交流コーディネーターと連携し、これまで関わりのなかった団体との顔の見える関係づくりを進め、お互いに出来ることの検討に向けて働きかけます。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組み（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、その実現に向けた協議の場（協議体）を設置・運営する方法について、具体的に記載してください。

- ・これまでの課題分析から、「消費者被害」「地域住民に必要な情報が届いていない」「男性の社会参加」の3つをテーマとして、それぞれ協議体を開催しました。そこでの成果物の見直しを含め、今後も定期的に開催します。また、地域特性の変化に応じて、テーマを変えながら協議体を開催していきます。
- ・洋光台に図書館が欲しいという声があり、読書活動をされている方を中心に協議体を開催し、

洋光台ならではの読書推進活動に繋げていきます。

- ・高齢者が孤立することなく、生きがいや役割を持って暮らし続けられるよう、地域の実情に沿った方法を地域の方と一緒に考えながら地域づくりを推進します。

エ 地域の活動・サービスの創出、継続、発展に向けた支援について

地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組について、具体的に記載してください。

- ・協議体を積み重ねて、地域住民が主体となったサービスを創出できるように支援していきます。また既存の地域活動やサービスが継続・発展できるよう、活動の支援を通じて地域住民が主体となった地域づくりの仕組みを一緒に考えていきます。
- ・洋光台支部の老人クラブ会長会議に毎月出席します。地域のニーズや課題の把握を行い、必要に応じて活動を支援していきます。
- ・既存の自主事業（読書会、まちライブラリー、外出・付き添いサポート講座、男の料理教室）を継続し、その活動の中から、新たな活動・サービスの創出に繋げられるよう取組みます。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

- ・地域の身近なワンストップ総合相談窓口として、柔軟で丁寧な対応をモットーに、適切なサービスや関係機関に繋ぎながら支援します。
- ・支援にあたっては、社会福祉士、看護師、主任ケアマネジャーの三職種だけではなく、ケアプラザの他部署や関係機関とも連携を取りながら対応します。
- ・支援が必要であっても自ら出向くことが困難な方へは、訪問等により支援します。
- ・「窓口当番」「地域包括支援センター日誌」「包括台帳（1998年～）」により相談体制を確保します。
- ・総合相談の傾向を半年毎に抽出して地域ケア会議のテーマを設定します。
- ・個別相談と事業展開の連動に努め、介護予防事業や介護者のつどい等の企画運営に反映します。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

- ・地域交流・生活支援コーディネーターと協力し、地域の認知症キャラバンメイト「劇団ポレポレ」と共に認知症サポート養成講座を積極的に開催します。
- ・個別相談や認知症サポート養成講座を通じ、「磯子区認知症高齢者等あんしんネットワーク」

や「いそごオレンジボランティア」の普及啓発・推進を行います。

- ・地域交流・生活支援コーディネーターと協力し、住民の自主活動である認知症&予防カフェ「えんがわ」の活動を支援します。
- ・在宅介護者を対象にした「家庭介護スキルアップ講座」を開催し、認知症の正しい理解を進め、認知症対応の知識・技術が得られるよう支援します。また、介護者同士の情報交換の場とします。
- ・認知症でかつ緊急度のケースについて、磯子区認知症初期集中支援チームと連携し対応しています。

ウ 権利擁護業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

- ・相談に適した権利擁護制度を見立て、相談者に分かりやすく説明します。制度につなげるだけでなく、開始後も法律家等と連携しながら継続的なフォローを行います。
- ・地域向けに磯子区版エンディングノート講座や遺言相続講座を開催します。
- ・高齢者虐待については、ケアマネジャーとサービス事業者との連携を密接にすることで、予防への取組みをします。
- ・介護者のつどい（アンサンブル、男カフェ）を広く周知すると共に、相談ケースから個別に参加への声掛けをします。
- ・虐待に関する相談があった場合は、すべて区役所へ報告し協力して対応します。通報後の支援については、養護者支援とチームアプローチの視点により対応します。
- ・近年急増している消費者被害に対して、地域包括支援センター、両コーディネーターと協力して地域への啓発活動を積極的に行います。洋光台地区消費生活推進員への側面的支援を継続します。対応については、相談者の心のケアに配慮しながら、磯子警察署や消費生活センターと連携して適切に対処します。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

包括的・継続的ケアマネジメント業務

- ・磯子区全体の取組として「民生委員・ケアマネジャー連絡票」の活用を継続します。情報は年2回更新し、民生委員・ケアマネジャーに情報提供します。対象者の状況に応じて、民生委員とケアマネジャーが直接連絡を取り合えるよう、地域包括支援センターが橋渡しをします。また、「磯子区デイサービス・デイケアシート」を毎年更新し、担当エリアの居宅介護支援事業所へ配布します。
- ・洋光台地域のサークル活動や自費サービスの情報をまとめたファイルを作成し、サービス担当

者会議や来所時にケアマネジャーに情報提供します。情報は定期的に見直しを行います。

- ・ケアマネジャーからの個別相談を受け助言を行います。必要時には同行訪問し、ケアマネジャーとともに支援方法を検討します。また、状況に応じて区福祉保健センターや関係諸機関等と連携し支援します。ケアマネジャー同士のネットワーク構築や技術向上の支援として「洋光台地域包括支援センター事例検討会」を行います。その他、磯子区内地域包括支援センター共催で行う研修「ケアマネサロン拡大版」を年6回ペースで開催します。
- ・新任ケアマネジャーの育成として、磯子区内地域包括支援センター共催で「新任ケアマネジャー研修」を年2回行います。

在宅医療・介護連携推進事業

- ・地域ケアプラザ協力医による、ケアマネジャーへの相談会を行い、医療に関するアドバイスを得る機会を提供します。
- ・「ケアマネサロン拡大版」にて在宅医療連携拠点「かけはし」と共催で研修会を行います。在宅医療拠点とケアマネジャーが連携した事例を報告することで、ケアマネジメントに役立てます。
- ・顔の見える関係づくりのため、医療関係者や保健福祉関係者を交えた、多職種での個別・包括レベル地域ケア会議を実施します。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

- ・地域包括支援センターの相談事例などから個別ケース地域ケア会議を開催します。個別課題の検討と分析を積み重ねることにより、医療、介護、自治町内会、ボランティア等、多様な職種・団体のネットワークを構築します。
- ・個別ケース地域ケア会議の積み重ねにより、明らかになっていく地域課題について、包括レベル地域ケア会議等を活用して、その支援体制づくりや地域に不足している社会資源、インフォーマルサービスの開発等を検討しながら、地域課題の解決に繋げていきます。平成30年度、令和元年度は、洋光台地区での在宅・医療連携を進めるため、包括レベル地域ケア会議では『洋光台での在宅看取り』をテーマに開催しています。

カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、指定居宅介護支援事業者への業務委託についての選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

- ・要支援者のケアプラン作成は、地域包括支援センターから指定居宅介護支援事業所に委託を行います。本人・家族の希望やケースの概要によって委託先を選定しますが、特定の居宅介護支援事業所に偏ることなく、公正・中立に委託します。

- ・ケアマネジャーにケアプラン作成や支援の方向性についての相談・助言を行い、利用者自らが生活の目標を設定して、できる限り自立した生活が送れるように支援します。
- ・年1回、介護予防ケアマネジメントに関する研修を行います。講義に加え実際にプランを立てることで、利用者が自分らしい生活の目標を設定し、主体的に参加や活動に取り組めるようなプラン作成を支援します。
- ・ケアマネジャーが地域活動やインフォーマルサービスを取り入れたプランを作成できるよう、地域の活動やインフォーマルサービスの情報提供を行います。

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

- ・ロコモティブシンドローム予防、口腔機能向上、栄養改善の視点を取り入れた介護予防講座を実施し、参加者が元気づくりステーション等に自主的に参加・活動できるよう、区・保健師と協力しながら支援します。
- ・既存の元気づくりステーションが安定した活動が行えるよう、区・保健師と協力しながら支援し、地域づくり型介護予防の推進に努めます。
- ・各元気づくりステーションの参加者同士の交流のため、区・保健師と協力して交流会の運営を支援します。
- ・地域に出向き、地域の医療福祉関係者と連携して、体力測定や健康相談を行います。
- ・地域の食事会や交流サロン、地域ケアプラザでの体操教室等、あらゆる場面を活用して健康保持や介護予防のための講話や体力測定を行います。
- ・地域交流コーディネーターと協力し保健活動推進員の活動を支援します。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのようにしていくかを記載してください。

- ・地域ケア会議を活用して、自治町内会、ボランティア、医療、介護等、多様な職種・団体のネットワークを構築します。参加メンバーの選定は、総合相談における相談傾向や地域特性に即したテーマに合わせ、地域交流コーディネーター、生活支援コーディネーターにも協力を仰ぎます。
- ・さまざまな職種・団体のもとグループワークを行うことで、顔の見える関係づくり・有機的に連携出来るネットワークの構築に取り組みます。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

- ・利用者の望む場所で最期まで自立した生活を送れるよう、家族、地域ボランティア、行政、医療などの各関係機関と連携し、高齢者のケアマネジメントを行います。サービス調整の際は、特定の事業所に偏ることなく、公正中立な立場で支援を行います。
- ・指定介護予防支援事業者とは常に情報交換を行い、暫定でサービスが必要なケースなど、迅速に対応します。
- ・地域包括支援センターや生活支援コーディネーターと情報交換し、地域づくりの視点を持って業務にあたります。
- ・事業所内や他事業所との合同事例検討会や勉強会に目的を持って参加することで、各ケアマネジャーのスキルアップを図り、より良いケアマネジメントを目指します。

(6) 通所介護等通所系サービス事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、通所介護等通所系サービス事業について、プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

運営方針

利用者が自立した日常生活を営むこと及び利用者の家族の負担軽減を目標に、利用者的心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じて、入浴、排せつ、食事等の必要な介護を行い、機能訓練を実施します。また、利用者の家族に対し介護方法の指導を実施します。事業の実施にあたっては、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めます。特に地域包括支援センターが併設されていることを踏まえ、緊急的な対応が必要なケースにも柔軟に対応します。

サービスメニュー

・入浴

介護職員の見守りと必要な介助のもと、安全な入浴により身体の清潔保持を図ります。

・食事

栄養士の栄養管理のもと、利用者個々の摂食状態に合わせた食事形態で提供します。季節を感じられるメニュー（お鍋、お弁当（お花見や敬老の日等））などを提供します。

・機能訓練

身体機能の維持向上を目的に、利用者個々に合わせた機能訓練を行います。定期的に体力測定を行い、その効果を測ります。体操には洋光台地区オリジナルの「洋光台フィットネス」を取り入れています。

・レクリエーション

利用者個々の興味に応じたミニレクリエーションを通じ、利用者同士の交流を進めます。また、全体レクリエーションでは、体や頭を使うゲームや調理レク、季節の行事や工作など様々なメニューを週変わりで行います。季節を感じたり心身機能を活用することで、心身機能の維持向上を図ります。

・送迎

送迎車を使用して安全に送迎します。エレベーターのない集合住宅が多いため、階段昇降が難しい利用者には専用昇降機を使用して送迎します。利用者個々の状態・状況、家屋状況に応じて臨機応変に対応します。

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

経費における人件費について、地域活動交流事業、地域包括支援センター事業、生活支援体制整備事業においては高い専門性が必要とされ、良質なサービスを提供するには、一定水準以上の経費が必要となります。さらに各事業を展開する上では事務費、事業費等の経費についても、これらすべての利用者に安全・安心で、良質なサービス提供には、同様に一定水準の額が必要となります。これらのことから収支計画に示した通りの指定管理料は必要と考えます。なお、地域ケアプラザ各事業においては、共有して使用する設備、備品や消耗品がありますので、適正に按分により費用配分をします。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

収支計画からは指定管理料について、地域包括支援センター事業が職員の専門性を担保する必要から横浜市の上限額を上回ることになりました。そのため介護保険事業収入等利用料金の収支の活用をしていきます。また照明器具のLED化や水光熱費の節減、メンテナンスの効率化等、経費が低額に抑えられよう運営面での工夫をしていきます。

7 前期の指定管理業務の実績（現在の指定管理者のみ記載してください。）

(1) 前期の指定管理業務の実績について

前期の指定管理期間における地域ケアプラザ事業の実績を記載してください。

《平成28年度実績》

1. 地域活動交流

①貸室利用者、年間延べ 27,600 人 ・利用団体数、年間延べ 3,191 団体

②自主事業・・

子育て関連・・親子の交流スペース「ぷらっと」、エプロン等（延べ 805 人）

障害児者関連・・放課後支援「ボクらのピース」等（延べ 123 人）

一般・・ほほえみ体操教室、手芸交流「ちくちく」、地域活動ネットワーク

地域活動交流会「わっふる」等（延べ 3,081 人）

2. 地域包括支援センター

- ①相談件数 (年間延べ 3,148 件) 内訳・・ 窓口 (2,554 件)、訪問 (594 件)
- ②自主事業
老い支度講座、健康出前講座、介護保険講座、エンディングノート講座、消費者被害防止講座等 (延べ 793 人)
- ③地域ケア会議開催 個別地域ケア会議 2 回、包括レベルケア会議 1 回
- ④その他
サービス担当者会議支援、165 件
ケアマネジャー相談支援 651 件

《平成 29 年度実績》

1. 地域活動交流

- ①貸室利用者、年間延べ 26,327 人 利用団体数、年間延べ 2,813 団体
- ②自主事業・・
 - 子育て関連・・親子の交流スペース「ぷらっと」、夏の工作ひろは等 (延べ 1,142 人)
 - 障害児者関連・・学齢余暇支援事業「ドレミ」等 (延べ 164 人)
 - 一般・・ほほえみ体操教室、手芸交流「ちくちく」、お花見ウォーキング、みんなでランチ
地域活動交流会「わっふる」等 (延べ 3,294 人)

2. 地域包括支援センター

- ①相談件数 (年間延べ 2,864 件) 内訳・・ 窓口 (2,269 件)、訪問 (595 件)
- ②自主事業
シニアライフ度講座、健康出前講座、消費者被害防止講座等 (延べ 1,063 人)
- ③地域ケア会議開催 個別地域ケア会議 2 回、包括レベルケア会議 1 回
- ④その他
サービス担当者会議支援、99 件
ケアマネジャー相談支援 666 件

《平成 30 年度実績》

1. 地域活動交流

- ①貸室利用者、年間延べ 25,738 人 利用団体数、年間延べ 2,877 団体
- ②自主事業・・
 - 子育て関連・・出張子育てひろば、親子の交流スペース「ぷらっと」等 (延べ 1,380 人)
 - 障害児者関連・・放課後支援「ボクらのピース」等 (延べ 125 人)
 - 一般・・防災身につく講座、地域の交流会「おにぎり会議」、男の料理教室、小説読書会
外出・付添いサポーター養成講座等 (延べ 3,423 人)

2. 地域包括支援センター

- ①相談件数 (年間延べ 2,708 件) 内訳・・ 窓口 (2,100 件)、訪問 (608 件)
- ②自主事業

家庭介護スキルアップ講座、シニアライフ講座、健康出前講座、エンディングノート講座、
消費者被害防止講座等（延べ 1,015 人）

③地域ケア会議開催 個別地域ケア会議 2 回、包括レベルケア会議 1 回

④その他

サービス担当者会議支援、117 件

ケアマネジャー相談支援 665 件

(2) 職員配置状況について

前期の指定管理期間における職員配置の実績を記載してください。

《平成 28 年 4 月から令和元年 12 月末までの職員配置》

①所長

②地域活動交流・・コーディネーター（常勤 1 名）、サブコーディネーター（非常勤 5 名）

事務員（常勤兼務 1 名）

③地域包括支援センター・・看護師 1 名、社会福祉士 2 名、主任ケアマネジャー 1 名

事務員（常勤兼務 1 名、非常勤 1 名）

④生活支援体制整備・・コーディネーター（常勤 1 名）

※①～④について次の期間に欠員がありました。

③の社会福祉士 1 名 平成 28 年 4 月 1 日から 8 月 31 日まで

④のコーディネーター 平成 28 年 7 月 21 日から 29 年 2 月 20 日まで

⑤通所介護・・生活相談員（常勤 1 名）、介護職員（常勤 3 名、非常勤 20 名）

看護師（非常勤 6 名）、介助員（非常勤 3 名）

⑥居宅介護支援・・ケアマネジャー（常勤 3 名、非常勤 2 名）

指定管理料提案書及び収支予算書
(横浜市洋光台地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書

(1) 地域ケアプラザ運営事業

(単位:円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※1	内訳 (地域ケアプラザ所長 [REDACTED] 円、地域活動交流コーディネーター1名 [REDACTED] 円、サブコーディネーター等6名 [REDACTED] 円)	10,458,998
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳 (地域ケアプラザ所長 [REDACTED] 円、地域活動交流コーディネーター [REDACTED] 円、サブコーディネーター等 [REDACTED] 円)	254,302
事業費 (税込)	内訳 ・高齢者体操、地域活動交流会、子育て支援事業 市民劇団公演の講師謝礼、 ・地域活動ネットワーク機関紙、ケアプラザ広報紙の印刷代 ・障害児放課後支援事業、地域活動交流会等の茶菓子代 ・障害児相談事業の電話料金 等	650,000
事務費 (税込)	内訳 電話設備等リース代・事務消耗品費・通信運搬費 車両燃料費・インターネット接続費・各種団体会費・研修参加費	1,550,000
管理費 (税込)	・光熱水費 1,730,000 ・施設維持管理費 (各種保守点検費) 2,400,000	4,130,000
指定額	小破修繕費 474,000 円	474,000
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。 >	△
施設使用料相当額 ※2		△ 3,587,500
合 計		13,929,800

※1：(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125人工)) + (地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

※2：指定管理業務に通所系サービス事業が含まれる場合のみ記入して下さい。

(2) 生活支援体制整備事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※3	内訳 (生活支援コーディネーター [REDACTED] 円)	[REDACTED]
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳 (生活支援コーディネーター [REDACTED] 円)	[REDACTED]
事業費 (税込)	内訳 ・男性の料理教室・各種講座の講師謝礼 ・困ったときの情報ガイド・消費者被害注意喚起チラシの印刷代	[REDACTED]
事務費 (税込)	内訳 事務消耗品費・通信運搬費・研修参加費	[REDACTED]
	合 計	5,485,000

※3：生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(3) 地域包括支援センター運営事業費

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※4	内訳（地域ケアプラザ所長 [REDACTED] 円、地域包括支援センター正規職員 4名 [REDACTED] 円、非正規職員等 2名 [REDACTED] 円）	26,241,500
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳（地域ケアプラザ所長 [REDACTED] 円、地域包括支援センター正規職員 [REDACTED] 円、非正規職員等 [REDACTED] 円）	618,900
事業費（税込）	内訳 ・包括支援事業（相談専用電話の通信費、訪問相談車両の燃料費、旅費交通費等） ・出前講座の施設使用料 ・各種講座にかかる郵便料金	420,000
事務費（税込）	内訳 電話設備等リース料、事務消耗品費・通信運搬費 研修参加費等	630,000
管理費（税込）	・光熱水費 460,000 円 ・施設維持管理費（各種保守点検費） 640,000 円	1,100,000
指定額	協力医謝金 630,000 円、小破修繕費 126,000 円	756,000
利用料金の活用	〈介護保険収入等を充当する場合は記載してください。〉	△529,400
合 計		29,237,000

※4：(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数 (0.375 人工)) + (地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(4) 一般介護予防事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
事業費（税込）		154,000
合 計		154,000

団体の概要

(令和 2 年 1 月 20 日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじん よこはまちょうじゅかい) 社会福祉法人 横浜長寿会		
所在地	〒247-0024 横浜市栄区野七里 1 丁目 36 番 1 号		
設立年月日	昭和 58 年 3 月 17 日		
沿革	昭和 58 年 9 月 特別養護老人ホーム上郷苑開設（定員 100 名） 平成 2 年 4 月 老人デイサービス事業開始（定員 20 名） 平成 9 年 9 月 横浜市洋光台地域ケアプラザ運営受託 平成 12 年 4 月 金沢ショートステイセンター開設（定員 50 名） 平成 18 年 3 月 グループホームぬくもりの家・金沢文庫開設（定員 9 名） 平成 20 年 7 月 上郷苑ユニット型施設増築（定員 85 名）		
事業内容等	1. 特別養護老人ホーム上郷苑設置運営 • 老人短期入所事業 • 老人デイサービス事業 • 居宅介護支援事業 2. 横浜市洋光台地域ケアプラザ運営 • 老人デイサービス事業 • 地域包括支援センター事業 • 居宅介護支援事業 3. 金沢ショートステイセンター設置運営 • 老人短期入所事業 4. グループホームぬくもりの家・金沢文庫運営 • 認知症対応型老人共同生活援助事業		
財務状況	年度	平成 30 年度	平成 29 年度
	総収入	1,428,001,301	1,419,819,038
	総支出	1,403,747,136	1,376,650,551
	当期収支差額	24,254,165	43,168,489
	次期繰越収支差額	617,670,604	593,416,439
			550,247,952

連絡担当者	【所 属】横浜市洋光台地域ケアプラザ 【氏 名】 【電 話】045-832-5191 【FAX】045-832-5138 【E-mail】 [REDACTED]
特記事項	